

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案

規制の名称：特定技能所属機関による届出義務

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：法務省入国管理局参事官室

評価実施時期：平成30年10月25日

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本規制を新設しない場合には、新設する在留資格をもって本邦に在留する外国人の活動内容等を当局が確認できず、当該外国人の適正かつ安定した在留活動を確保することが阻害されるおそれがある。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### [課題及びその発生原因]

①のとおり、新設する在留資格をもって本邦に在留する外国人の受入れに当たっては、当該外国人の適正かつ安定した在留活動を確保する必要がある。

この原因是、当該外国人の受入れに伴うものであり、一過性ではなく、恒久的なものと考えられる。

#### [規制以外の政策手段の内容]

原因を解決するに当たっては、受入れ機関による一定事項の届出を努力義務とするなどの政策手段も考えられるが、努力義務では当該外国人の活動状況等が十分に確認できないため、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

本規制は、新設する在留資格をもって本邦に在留する外国人の受入れ機関を対象に、当該外国人の活動内容等に係る一定の事項の届出を義務づけるものである。

本規制は、外国人の在留状況等を当局が確認する観点から行う必要があり、本規制によって外国人の適正かつ安定した在留活動を確保できるといった効果が見込まれる。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本規制を導入することにより、受入れ機関において、届出に係る費用を負担することとなる。

また、国においては、規制の導入を事業者に周知するための費用、届出内容の確認等を行うに当たっての事務コスト、審査等に係る業務費用を要することが考えられる。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

該当なし

## ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

## 3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

新設する在留資格をもって本邦に在留する外国人の受け入れ機関に対して、一定の事項の届出を義務付けることにより、当局が当該外国人の活動内容等を確認することができ、外国人の適正かつ安定した在留を確保することに資する。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

該当なし

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

該当なし

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものと考える。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

届出に係る費用は限定的と考えられる一方、外国人の適正かつ安定した在留活動を確保するという便益は社会秩序の基本にかかるものであり、便益が費用を上回ることから、本規制を導入することが妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

新設する在留資格をもって本邦に在留する外国人の受け入れ機関を対象に、一定の事項の届出を努力義務とする。

[費用]

本規制（代替案）を導入することにより、届出を行う受け入れ機関においては、当該届出に係る費用を負担することとなる。

また、国においては、規制の導入を事業者に周知するための費用や、届出内容の確認等を行うに当たっての事務コスト、審査等に要する業務費用を要することが考えられる。

[効果（便益）]

届出を行う受け入れ機関については、当局が外国人の活動内容等を確認することができ、一定程度、外国人の適正かつ安定した在留活動の確保を図ることができる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

本規制（代替案）は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生

じないものと考える。

[費用と効果（便益）の比較]

届出に係る費用は限定的と考えられるが、すべての受入れ機関が届出を行うことは担保できないため、外国人の適正かつ安定した在留活動を確保するという便益は十分に実現できない可能性がある。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案は代替案に比較すると費用が高い一方、得られる効果も大きいものであるため、本規制の目的を達するためには、本規制を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

## 7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし

## 8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行から5年後（平成35年目処）に事後評価を実施する予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、入管法違反に係る統計等により、費用、効果等を検証することとする。